

菊農政第1998号

令和7年12月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菊池市長 江頭 実

(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	菊池市 (432105)
地域名 (地域内農業集落名)	七城北地区 (山崎、上水次、下水次、岡田、流川、辺田、荒牧、高田、台、瀬戸口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月11日 (3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は、迫間川流域に展開する水田と、地区北側の台地に展開する畠地に大きく分かれている。水田地帯では水稻、野菜類の栽培が盛んであり、畠地地帯では龍門ダムのかんがい用水を利用した野菜類や飼料作物の作付が盛んである。地区全体で基盤整備が行われた条件の良い農地が広がっているため、地域営農法人や認定農業者といった中心経営体によって農地の集積・集約化がなされており、現在のところ遊休農地はほとんど見られない。しかしながら、長期的には農業従事者の高齢化や後継者不足による離農が進行する恐れがあるため、新規就農者や農業後継者などの担い手を確保、育成する必要がある。

近年、個体数の増加により山間部から移動してきたイノシシやシカなどの大型野生動物による作物への被害や、アナグマやアライグマといった小型野生動物による被害が発生しており、今後、被害防止対策が必要となっている。

基盤整備から長期間が経過している農地では、主に水路等、農業用施設の老朽化が進んでいる箇所があり、整備が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き、地域内の農地を効率的に活用していくため、地域営農法人や認定農業者といった中心経営体への農地を集積・集約化を進めていく。

また、地域ブランドを確立している水稻やメロン、主要な作物である野菜類などの栽培を今後も継続していくため、営農法人や営農組合、大規模農家がお互いに連携しながら農地の集積・集約化を引き続き進め、営農を行っていく。

畜産たい肥の地域内・外への流通による有機性資源の活用を行うとともに、スマート農業技術の導入及び機械の共同利用により、農作業の生産性や効率性を向上させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	400 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	395 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則として農振農用地と、そのほか特に必要な農地を農業用の利用が行われる区域とする。

農業上の利用が困難な農地については必要に応じて保全・管理を検討する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用しつつ、経営規模の拡大を希望する地域の認定農業者や新規就農者等の担い手を中心にして農地の集積・集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地利用の最適化を検討し、農地の出し手と受け手のマッチングを進めていく。

中心経営体となる担い手が何らかの事情で営農継続困難になった場合、一時保全や新たな受け手への付け替えをスムーズに行えるようにするために、農地中間管理機構経由で中心経営体への貸付けを推進していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在、地区の南側で整備事業が進行中であり、地域と担当部署が連携しながら、効果的な農業生産効率の向上と農地の集積・集約化が推進できるよう整備を実施していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

熊本県やJA、農業委員会等と連携しながら、新規就農者や後継者（親元就農者）に対し、農地のあっせんや、栽培など営農技術指導の支援等を行い、新たな担い手が地域に定着できるような取り組みを行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域で中心となっている法人や、機械利用組合等による農作業受託を必要に応じて進めていく、農作業の合理化・効率化を図ることで遊休農地が発生しないよう努めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害については、鳥獣被害対策の基本となる3本柱である「捕獲による個体群の管理」、「柵の設置等による侵入防止対策」及び「餌場・隠れ場の管理による生息環境の管理」を推進し、シカ、イノシシ等の在来生物については、防護柵など設備の設置等による被害抑制を行い、近年目撃情報が増加しているアライグマ等の外来生物については、被害に関する周知を図り、併せて被害状況調査等により実態把握を行い、適切な対策を行うことで、被害の拡大を防ぎ、更なる鳥獣被害対策の強化に取り組んでいく。
- ②地域全体で有機栽培や減農薬による水稻生産の取り組みを行っており、今後も取り組みを進めていく。
- ③地区の課題解決に合致したスマート農業技術の情報収集へ取り組み、農業者の減少等に対応した農作業の省人・省力化や農作業受託等の検討を進める。
- ⑦多面的機能支払制度により、地域ぐるみでの農道の草刈りや水路の整備といった営農に関する維持管理活動を支援する。
- ⑧水路等、老朽化した農業用施設の再整備について、関係機関との協議を進めていく。
- ⑩農地の担い手等に変更があった際は、地域の代表者へ確認するなど、簡易な方法により協議を行い、計画の変更を行う。